

平成 28 年度社会教育主事講習〔A〕

（「生涯学習概論」 3 社会教育行政の展開 (3)）

「社会教育施設の役割と機能」

大分大学高等教育開発センター

岡田 正彦

1. 社会教育施設とは

(1) 社会教育施設の概念

社会教育施設とは、「社会教育の奨励に必要な施設（社会教育法第 3 条）」であって、社会教育活動において利用される施設、あるいは社会教育行政が所管する施設を指すものと考えられる。具体的には、市町村教育委員会が所管する施設として、「公民館、図書館、博物館、その他の社会教育施設（社会教育法第 5 条）」がある。都道府県教育委員会は「1 公民館および図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと、2 社会教育を行うものの研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配付に関すること、3 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること」などの事務を行うこととされている。「その他の社会教育施設」としては、青少年教育施設（青少年交流の家や青少年の家、少年自然の家など）や女性教育施設（女性教育会館、女性センター、男女共同参画センターなど）があると考えられる。

また、平成 2（1990）年の中教審答申「生涯学習の基盤整備について」で提言された「生涯学習センター（実際には様々な名称がある）」は都道府県（44 施設）に設置されているとともに、市町村（348 施設）にも設置されている。市町村の場合、従来の公民館を生涯学習センターという名称に変更している例もあり、センターの機能にも差異がある。

しかし、どの施設が社会教育施設にあたるかを確定的に示した法律や定義はなく、また施設名称の変更なども行われていることから、明確な境界線を引くことは難しい。

文部科学省が行っている社会教育調査では、「社会教育関係施設」が調査されており、社会教育施設に加え、「博物館類似施設」や「社会体育施設」、「民間体育施設」、「文化会館」などが調査されている。平成 23 年度調査では全国で約 9 万 1 千施設が社会教育関係施設として挙げられている。

社会教育関連施設という用語もある。社会教育行政以外の行政が所管する社会教育に関連する活動を行っている施設（たとえば、保健所、児童館、生活改善センター、消費生活センターなど）という捉え方もできるし、より広く捉えるならば、民間の施設で社会教育に関する活動を行っている施設（たとえば、カルチャーセンター、スポーツクラブなど）まで広げて考えることもできる。

このように、実は、社会教育施設とは何を指すかを定義すること自体簡単なことではない。ここでは、大まかな把握として以下の整理をしておく。

○社会教育施設とは

狭義：社会教育行政の所管の下、社会教育活動において利用される施設

→具体的には、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センターなど

広義：狭義の社会教育施設に加え、社会教育関係施設、社会教育関連施設など、社会教育行政は所管していないが、社会教育に関わる活動が行われている施設も加える

→具体的には、狭義の社会教育施設に加えて、博物館類似施設や社会体育施設、民間体育施設、文化会館、保健所や児童館などの行政が管理する施設、カルチャーセンターやスポーツクラブなどの民間施設まで射程に入る

(2) 社会教育施設の機能(概論)

社会教育施設が社会教育の取り組みに関わる要因として重要であるのは、施設の機能が社会教育の取り組みを継続させたり発展させたり結びつけたりする働きを持っているからである。社会教育施設の機能としては、おおむね3つの側面から捉えることができる。

①施設・設備の側面

施設には建物があり、その内部には部屋があり、必要な設備が備えられている。これらによって社会教育活動を展開する場所(空間)が確保でき、活動に必要な機器を利用することができる。また比較的安価に利用できることや希望する時間帯に利用が可能であることも社会教育施設に求められることである。しかし、単に空間を貸し出す(貸し館)という機能だけでは民間の施設が充実する中で社会教育施設に十分な役割が認められにくくなっている。また、一部の施設では老朽化が進んでおり、また機能をアップデートするためには情報機器の更新や情報ネットワークへの接続なども必要であるが、近年施設の予算は削減される傾向にあり、対応が困難な状況も生まれている。

②職員の側面

施設に職員が配置され、施設利用者に適切なサービスを提供したり、事業として教育プログラムを企画・運営したりすることも社会教育施設の重要な機能である。具体的には公民館の主事や図書館の司書、博物館の学芸員、などが施設職員として重要な職務を果たしているし、施設の管理運営のために総務系の職員も配置されている。

社会教育施設が高い機能を発揮するためには効果の高い教育事業を企画し運営することのできる職員が必要であり、その意味で指導系職員の存在が重要である。

近年は、社会教育施設への指定管理者制度の導入も進んでいる。施設を指定管理する場合、指定管理を受託する組織の力量が施設の機能に大きな影響を与える。

③事業の側面

施設・設備の整備や職員の配置は施設が機能を発揮するための基礎的条件であり、これらの条件の上で、どのような事業が企画され実施されるかがもっとも重要である。施設の設置目的や中長期の事業計画と整合性を持たせながら、単年度の事業計画や個別事業の計画を

有効に実施していく必要がある。従来、施設への評価は施設利用者数や利用者の満足度調査などによって行われる評価が主であったが、近年はより広い文脈で施設の必要性を示す必要があり、施設間連携や教育委員会との連携、さらには首長部局や民間などを含めた多様な連携・協働を図ることも求められている。もう一つの視点としては、施設の直接の利用者に役立つことに加えて、施設を利用しない人にも間接的に支援を行うこと、いわば波及効果を考える必要も生じている。

2. 社会教育施設の役割と機能（個別施設と施設間連携）

（1）社会教育施設の個別的検討

ここでは、代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、生涯学習センター、の概要について取り上げる。

①公民館

・公民館は日本固有の施設である

諸外国では青少年教育施設や成人教育施設など対象者を焦点化した施設が主流で、公民館のように地域住民全体が関わり多様な学習活動や取り組みが展開される総合的教育施設はほとんど存在しない。

・寺中構想と公民館の法的規定

公民館は昭和 21（1946）年 7 月 5 日の文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって設置されていくことになった。作成に関わった当時の文部省社会教育局成人教育課長寺中作雄の名前を冠して「寺中構想」と呼ばれることも多い。この通牒の中では、公民館の位置づけとして、全国の町村に設置すること、町村民の集合場所であること、生活上・産業上の指導を受ける場所であること、お互いの交友を深める場所であること、郷土の教養文化の機関であること、青年団・婦人会などの文化団体の本部であること、町村民の自主的要望と協力によって設置されること、などの方向性が示されていた。

社会教育法第 20 条では、「公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されている。このように、当初公民館の役割や機能について持たれていた構想とは少なからず距離のある存在として現在の公民館は存在している。

・公民館の種類

社会教育法では公民館に分館を設けることができる（第 21 条の 3）と規定されており、いくつかの種類が設置されている。公民館の種類に関する明確な規程は存在せず、それぞれの自治体が条例で定めており、同じ名称の公民館が別の自治体では異なる位置づけをされているケースもある。よく見られるのが、中央公民館、地区公民館、校区公民館、自治公民館、などの名称である。中央公民館はおおむね自治体全体をエリアとし、所属する

公民館を指導助言する機能も持たされている。そのため社会教育主事や公民館主事なども専任で複数配置されていることが多い。地区公民館は自治体のエリアをいくつかの地区に分け地区ごとに設置される。市町村合併後は旧市町村の中央公民館が地区公民館に移行した例も多い。校区公民館はおおむね小学校区を基準に設置されており、校区公民館では館長も主事も非常勤であることが多い（校区公民館は設置されていない地域も多い）。自治公民館については自治体によってかなり位置づけが異なるが、おおむね自治体のエリアに設置されている。集会所として教育機能をほとんど持たずに設置されている公民館から、かなり積極的に教育事業を行っている公民館まで多様である。

- ・公民館事業の従来の特徴

公民館は数の上ではもっとも多い社会教育施設である。しかし、その教育機能の弱さを指摘する意見も以前から出されてきた。その背景となるのは、館長・主事に非常勤や兼任の職員が多く専門性を発揮することが難しい状況が続いてきたこと、質の高い学習を保障するための設備や機器の整備が十分には行われなかったこと、貸し館業務を中心とした施設運営、などである。これらの影響から多くの公民館では、趣味教養的な講座への偏りや主婦層・高齢者層などの利用者の偏りなどが指摘され、幅広い住民が利用し地域の取り組みに影響がある施設となり得ていない部分があった。

②図書館

- ・図書館の法的規定

図書館は昭和 25（1950）年の図書館法制定により設置された。同法において図書館は、「図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に付属する図書館又は図書室を除く）」と規定されている。

また、同法では、図書館奉仕として以下の 9 つの業務を示している。①郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分に留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録を含む）を収集し、一般公衆の利用に供すること、②図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること、③図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること、④他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に付置する図書室及び学校に付属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと、⑤分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸し出し文庫の巡回を行うこと、⑥読書会、研究会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること、⑦時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること、⑧社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること、⑨学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

図書館には司書及び司書補を置くことが規定され（同法第4条）、その資格（第5条）、講習（第6条）、研修（第7条）についても規程がある。このように専門的職員としての養成や研修が担保されている点は重要である。

・図書館サービスの変遷

設立当初の図書館は、「学生が勉強する座席を提供する施設」というイメージが持たれていたこともあるが、1960年代からは貸し出しサービスと予約サービスへの取り組みが進展し、利用者が求める資料を確実に整備している図書館のイメージが定着した。1990年代に入ると、社会的課題を解決するための学習が強調されるようになり、その流れの中で図書館でもレファレンスサービスを通じた課題解決支援の取り組みが先進的な図書館で行われるようになった。2000年代に入ると、ビジネス支援や行政支援など特定の主題や人々を対象とするサービスへの取り組みが行われ、地域や住民の課題解決に役立つ情報を提供することができる「地域や住民に役立つ図書館」、「生活と仕事を支援する図書館」というイメージが定着してきている。

③博物館

・博物館とは

博物館法によれば、博物館とは、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」（博物館法第2条）であり、地方公共団体が設置する公立博物館と法人が設置する私立博物館がある。

博物館の事業としては、

- 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること
- 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること
- 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと
- 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと
- 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること
- 博物館資料に関する講演会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助することなどが示されている（第3条）。

・博物館の職員

博物館には、館長を置く（第4条）ことになっており、専門的職員として学芸員を置く（第4条3）ことも定められている。また、学芸員補その他の職員を置くことができる（第4条5）。館長に加えて学芸員も必置とされ、かつ学芸員が専門的職員と明確に位置づけら

れていることは、学芸員の配置や研修において重要な点である。学芸員の資格（第 5 条）や研修（第 6 条）についても規定されている。

・博物館の種類

収集、展示する資料の種類により、美術館、科学館、水族館、動物園、などの名称の施設が博物館に該当する。

博物館に登録するためには、所在地の都道府県教育委員会に登録申請書を提出し審査を受ける必要がある（第 11 条、第 12 条）。博物館の事業に類する事業を行う施設で、文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した施設は「博物館相当施設」と位置づけられる（第 29 条）。博物館として登録、あるいは博物館相当施設として指定されていないが、博物館と同等の規模を持つ施設は「博物館類似施設」と位置づけられる。実態としては 3 種類の博物館の内、博物館類似施設が多くを占めている。

④生涯学習センター

・生涯学習センターの設置

先進的な生涯学習センターは 1980 年頃から設立されている。兵庫県立嬉野台生涯学習センター（1979 年）、秋田県立生涯学習センター（1980 年）、京都市生涯学習総合センター（1981 年）などである。

平成 2（1990）年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」において、地域における生涯学習推進の中心機関として、都道府県に設置する「生涯学習推進センター」と大学・短大等の「生涯学習センター」の設置が提言された。ここでは、主に都道府県立の生涯学習センターについて検討する。

同答申では、「生涯学習推進センター」の機能としては、以下の 6（7）点が示されていた。

- 1 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること
- 2 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること
- 3 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること
- 4 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること
- 5 生涯学習の成果に対する評価に関すること
- 6 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること

なお、放送大学との連携・協力をを行うこと

この答申を受け、翌年から当時の文部省が生涯学習センターの整備費を計上したことから、都道府県立生涯学習センターの設置が進んでいく。

・生涯学習センターの改組・運営主体の変更

2000 年代に入ると、各地の生涯学習センターの見直しが行われ、改組やセンター名称の変更、運営主体や事業内容の変更などが行われるようになる。運営主体としては、財団等への委託や指定管理者制度による運営などが行われるようになっている。事業内容については、中教審答申で示された 6 つの機能をまんべんなくカバーするよりも当該地域の状況に

合わせて必要な機能に重点化して事業を行う傾向が見られた。その結果、地域住民に対する学習機会提供を中心とするセンターもあれば、逆に学習機会提供はあまり行わず指導者の養成や社会教育関係職員の研修、調査研究などに重点を置いているセンターもある。

(2) 社会教育施設にとっての連携・協働

社会教育施設では、以前は自館のみで独立（孤立）して事業を実施している例が少なくなかったが、近年はより広い文脈での多様な貢献が求められ、教育委員会や他の社会教育施設、行政機関、民間の教育事業所、学校、NPO、地域住民などと多様な連携・協働を行うことを求められるようになってきた。

法律改正によって求められるようになった事業に関する自己評価も連携・協働を必要とする一つの要因である。施設間のさらには地域の様々な組織や個人との多様な連携・協働により地域のネットワークや教育プラットフォームを形成し、そこでコーディネートや支援の機能を発揮することが施設の機能高度化において、またそのような事業を展開して高い評価を得るために必要になってきている。

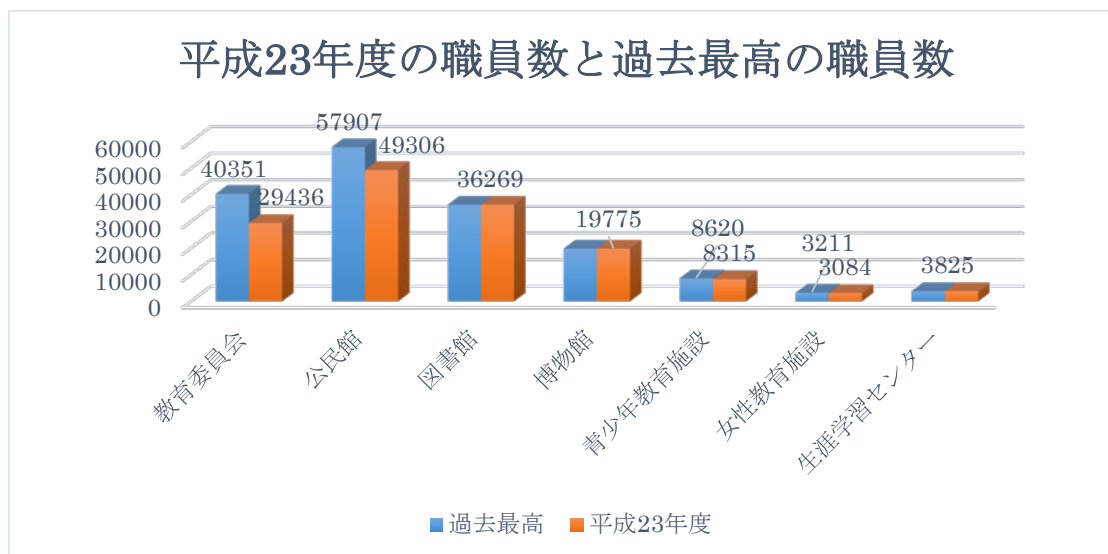
今後は、たとえば図書館や博物館が持つ専門的な情報や資料が公民館の講座で活用されたり、社会教育施設の事業にボランティアや地域住民が積極的に参画して、事業の効果を高めたりするなど、社会教育施設が関与する様々な連携・協働により新しい教育機能の創出や教育機能の高度化などが図られる必要がある。

3. 社会教育施設の現状と課題、今後の取り組みに向けて

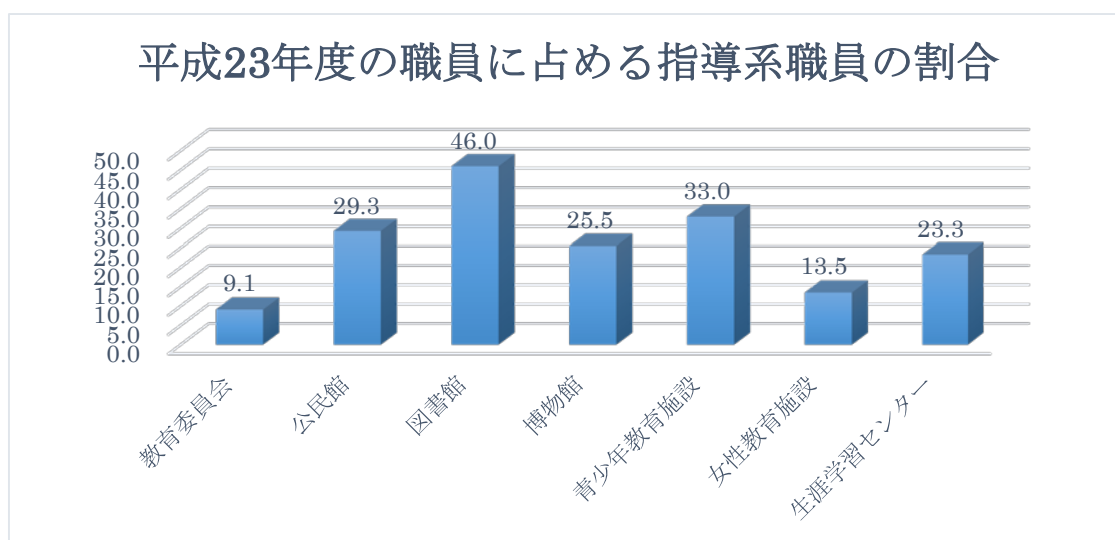
(1) 社会教育施設の現状と課題

・近年の全体的動向

長く続いた不況などを背景に、厳しい行財政改革が行われ、教育委員会や公民館では職員数の削減が進んでいる。予算についても削減が行われ、事業の絞り込みが必要になっている。新規事業を立ち上げる場合も何らかの既存の事業を縮小・廃止せざるを得ないことが多い。



また、社会教育施設が質の高い教育事業を行うためには、事業・プログラムを企画・運営できる指導系職員が必要であるが、施設職員の中で指導系職員が占める割合には施設により差異がある。図書館の46.0%がもっとも高く、その他の施設では2割から3割程度という状況である。指導系職員が専任職員として配置されている率も施設によって3割から8割と差異があり、この点も施設の事業運営に影響を与えられとされる。



・教育基本法の改正と社会教育法、図書館法、博物館法等の改正

平成18年の教育基本法の改正では、新しく「生涯学習の理念」(第3条)、「大学」(第7条)、「私立学校」(第8条)、「家庭教育」(第10条)、「幼児期の教育」(第11条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)などが盛り込まれた。教育基本法の改正は、個別法である社会教育法、図書館法、博物館法などにも影響を与えている。

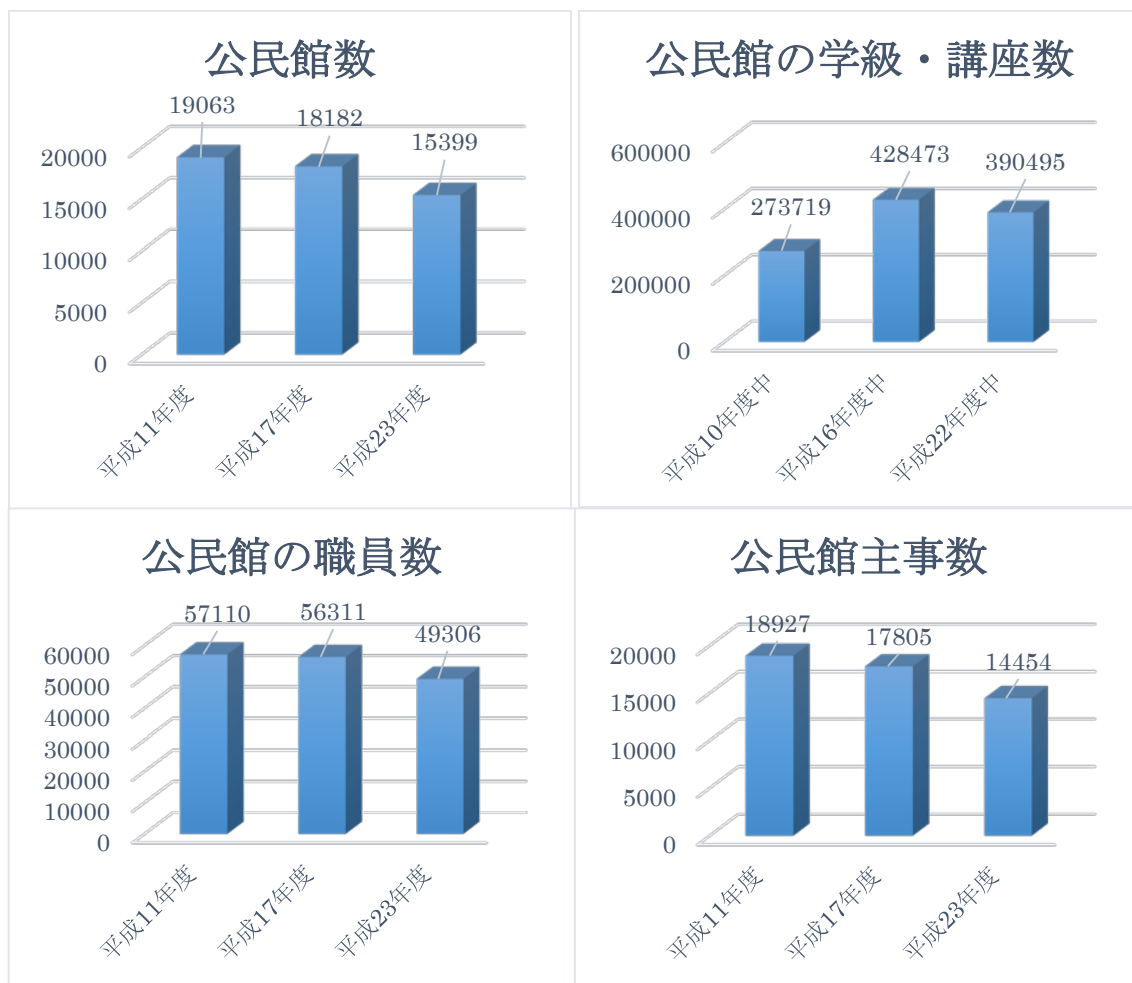
平成20年の社会教育法改正では、2点新たな規程が設けられた。1点は、第32条の規定により、公民館がPDCAサイクルを導入して事業評価を行い、その結果を受けた改善に取り組む必要が示されたことである。2点目は、第32条2の規程により、公民館は地域住民への説明責任(アカウントビリティ)を果たすことが求められたことである。地域住民の理解を深め連携・協力の推進に資するために積極的に情報を提供することが求められている。公民館の事業に対しより厳しい目が注がれる中で連携・協力を図り情報提供を行って地域住民からの肯定的評価や協力が得られるよう恒常的に努力することが求められている。

同様に、図書館法と博物館法も改正され、事業評価と改善、地域住民への説明責任を果たすための情報提供が求められるようになった。

①公民館

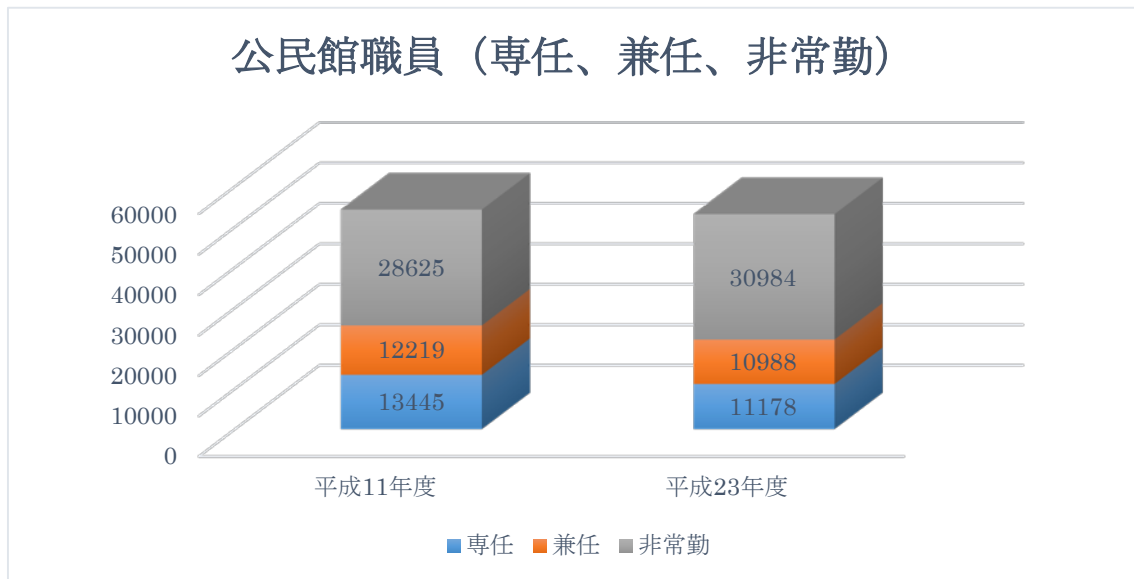
・公民館をめぐる状況

社会教育調査によれば、公民館数と職員数は減少しており、減少の割合がここ数年増している。学級・講座数はそのような中でも増加していたが、ついに23年度調査で減少に転じた。現在の公民館数、職員数では、おそらく大幅に学級・講座数を増加させることは難しいと考えられ、その分必要性がありかつ効果の高いプログラムを実施・開発していくことが必要になる。



職員数の減少に加え、職員の中で非常勤職員が占める割合がかなり多くなってきていることも問題である。予算や人的体制の制約の中で質の高い事業を行っていくためには担当職員の高い専門性が必要と考えられるが、そのためには専任の職員の配置とその力量向上の施策（十分な研修機会の保障）が必要である。

公民館職員（専任、兼任、非常勤）



・指定管理者制度

公民館において指定管理者制度を導入しているのは、平成 23 年度で 1319 施設、公立公民館の 8.6%である。他の社会教育施設と比べると指定管理者制度の導入率は低い方である。しかし、今後制度の導入がさらに進むことが予想される。指定管理者制度は公民館運営に好影響も悪影響も与えるが、公民館の教育機能を高める方向で運営を行うことが重要である。

・「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成 15 年 6 月 6 日告示）

公民館に求められる機能が変化する中で、「公民館の設置及び運営に関する基準」が大幅に改定された。その内容としては、「地域の学習拠点としての機能の発揮」（第 3 条）、「地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮」（第 4 条）、「奉仕活動・体験活動の推進」（第 5 条）、「学校、家庭及び地域社会との連携」（第 6 条）、などが挙げられており、講座等の学習機会の提供から地域での様々な取り組みを推進し支援する拠点へと機能の重点がシフトしているといえる。

公民館運営審議会を置く等の方法により地域の実情に応じ地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営（第 7 条）が求められるようになり、事業の自己評価も行うよう求められている（第 10 条）。公民館運営審議会を設置すること自体は難しくないが、公民館の運営において意義のある協議・提言ができる審議会にすることは簡単なことではない。また、事業評価についても、狭い視野の（たとえば昨年度に比べて来館者数の変化を示すなど公民館事業の内部だけを問題にした）評価を行うことは容易であるが、新しい時代の公民館の役割を見据えて形成的・開発的な評価まで行うことは難しい。

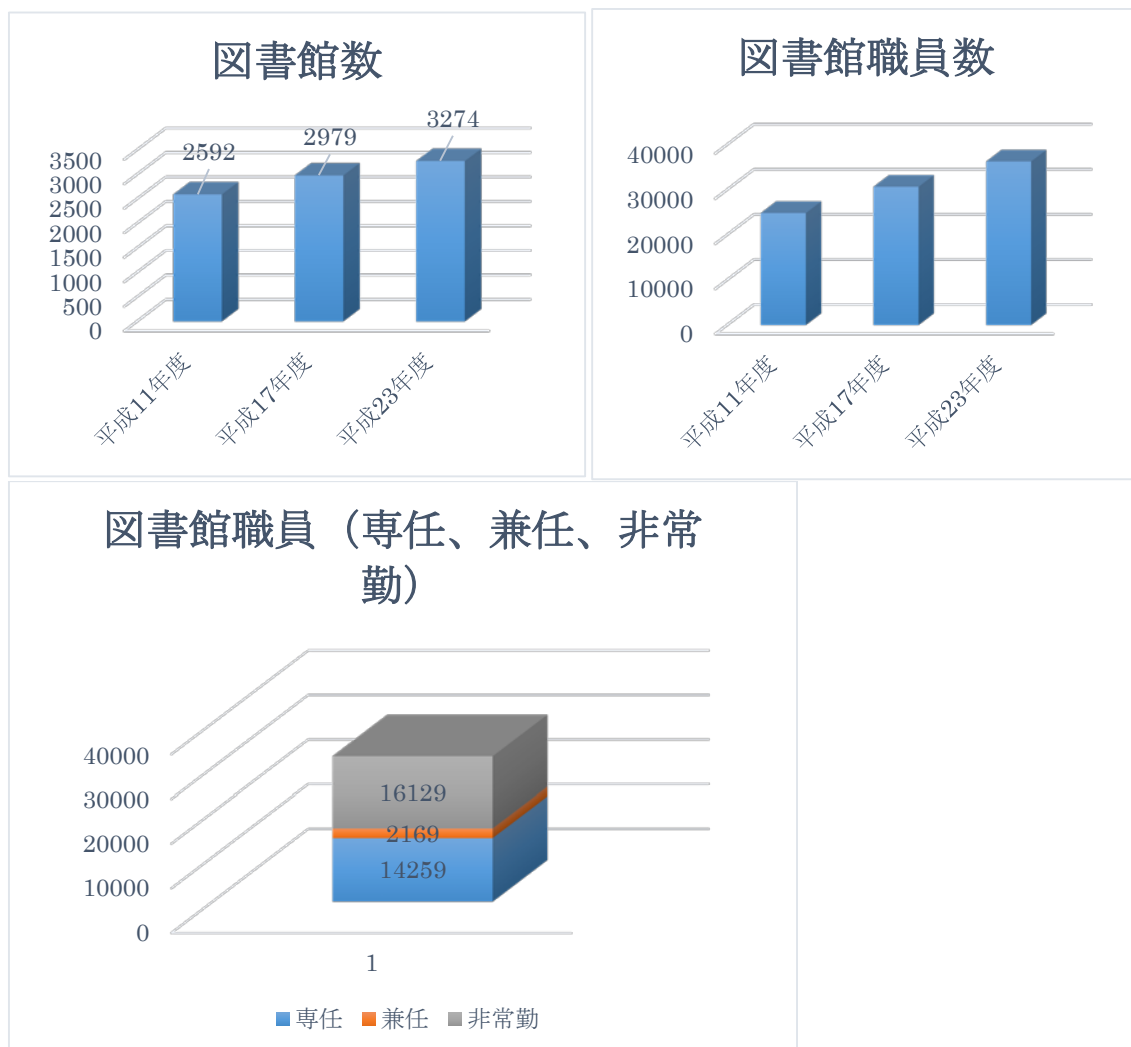
また、職員や施設及び設備については、主事を「公民館の規模及び活動状況を勘案し、主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする」（第 8 条）とし、施設及び設備についても「地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を整えるものとする」（第 9 条）という規定になった。このことは、公民館運営において市町村の裁量に委ねられる部分が増えたことを

意味する。公民館の運営に積極的な市町村では主事の配置や施設の整備が加速する期待もある反面、消極的な自治体では以前よりも公民館に職員や予算も使わなくなる懸念もある。

②図書館

・図書館をめぐる状況

近年、図書館は引き続き設置され、平成23年度調査での図書館数は過去最高になっている。それに伴い、図書館の職員数も平成23年度に過去最高に達している。また、図書館職員における指導系職員の比率は司書と司書補を合わせて46.0%で、社会教育施設の中でもっとも高い。しかし問題が無いわけではない。司書の数がこれで十分というわけではなく、また司書の内専任は46.1%と半数以下に過ぎない。図書館に求められる新しい役割を十分に果たすためには、司書の養成や研修をさらに充実させる必要がある。



・平成 20（2008）年の図書館法改正

平成 20 年の図書館法改正では、新しい図書館のあり方を示す以下の規定が盛り込まれている。家庭教育の向上に資することを図書館サービスの事項に追加。収集すべき資料に電磁的資料（CD、DVD など）を追加。社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励することを追加（自主的学習活動の奨励）。司書資格を取得するために大学で履修すべき科目を文部科学省令で定めることを規定（大学における司書養成充実）。文部科学省及び都道府県教育委員会が司書及び司書補の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を追加（研修の法的根拠）。図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め公表することを規定。運営の状況に関する評価や運営の状況に関する情報の提供を規定。

・「これからの図書館像」

これからの図書館のあり方を示す報告書として、平成 18（2006）年 3 月にこれからの図書館の在り方検討協力者会議から発表された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－（報告）』（『これからの図書館像』）は、重要な報告書と受け止められている。

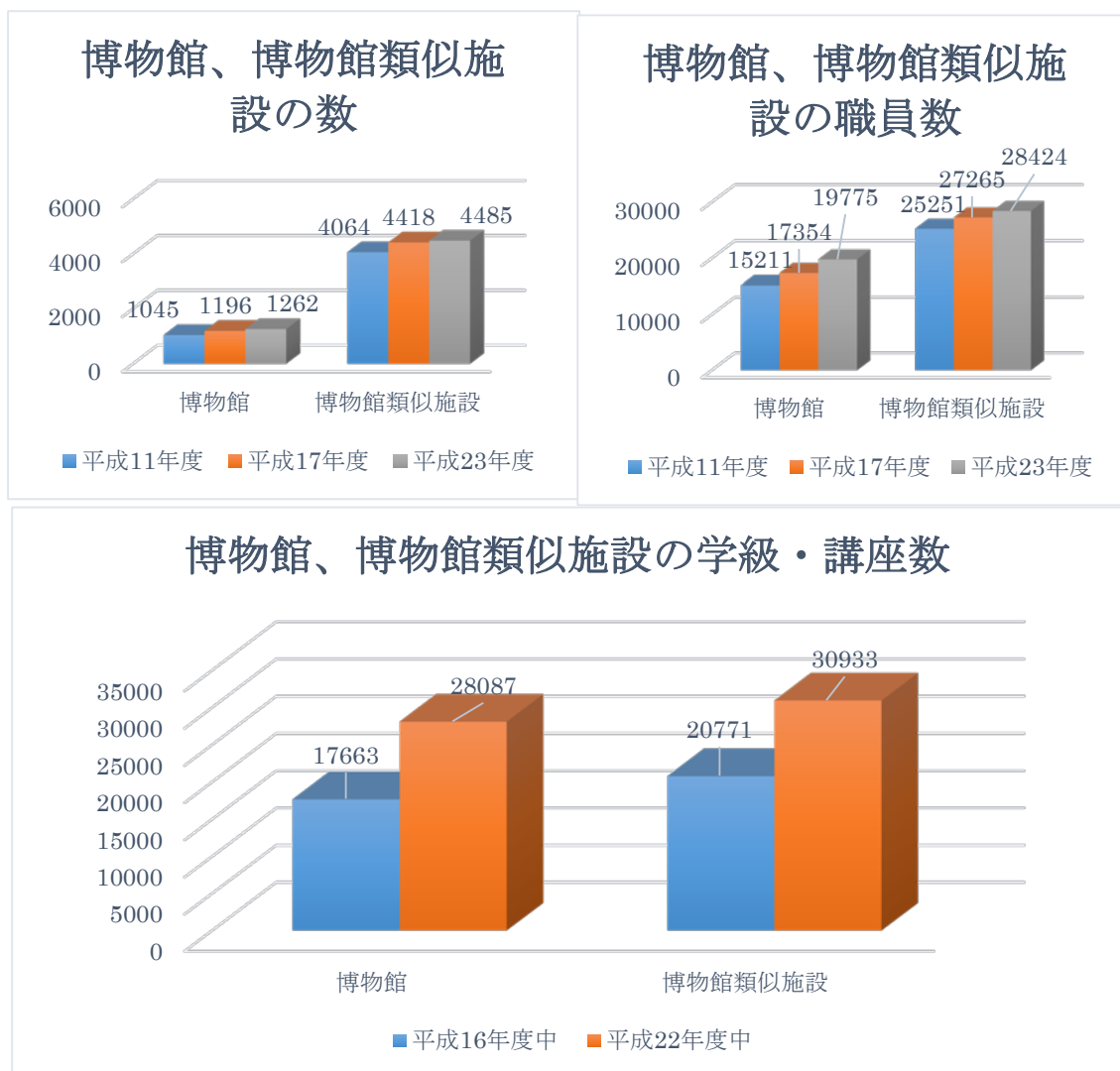
この報告書の特徴としては、以下の点が挙げられる。①地域社会の動きに対応して図書館の役割を位置づけ直し、読書のための資料提供という従来の役割に加え、地域課題解決に役立つ資料と情報の提供を重要な役割と位置づけていること、②これまでの貸し出し中心のサービスが図書館の整備において意義があったことを認めつつも、レファレンスサービスを重要なサービスと位置づけそれをもとに地域課題の解決や地域振興に役立つ図書館を目指していること、③レファレンスサービスの向上のために、専用カウンターや窓口を設置しそこに担当職員を配置することを提言していること、④様々な種類の情報を 1 ヶ所で利用でき、これらの情報の効率的な利用方法を案内する「ワンストップサービス」を行うことを提言していること、⑤紙媒体と電子媒体の組み合わせによるハイブリッド図書館の整備を提案し、総合目録データベースや横断検索システムの活用、業務のオンライン化、各種データベース、電子メールによるレファレンスサービスなどの電子資料の活用を強調していること、などである。

収集した図書等の資料を貸し出す業務から、様々な情報技術を使いこなしつつ、地域課題の解決に向けて有効な情報を提供できる図書館へとシフトしていこうとしていると捉えられる。

③博物館

・博物館をめぐる状況

博物館は緩やかな動きながら一貫して増加してきている。博物館類似施設はグラフにはないが、前回の平成20年度調査から若干減少した。職員数は博物館、博物館類似施設とも23年度調査で過去最高を記録した。博物館、博物館類似施設の学級・講座数については平成17年度調査から調査項目に加えられたが、どちらでも一貫して増加してきている。



・博物館の多様化

国際化や情報技術の発達、展示資料の多様化などを受け、博物館の多様化が進んでいる。その例として、建物を持たず（あるいは建物があってもそれは博物館の一部でしかなく）地域全体を博物館と位置づけるエコ・ミュージアムや、企業の社会貢献としてあるいは製品を科学的・教育的見地から紹介する企業博物館などがある。

展示の方法については、科学系博物館のみならず人文系博物館でも参加体験型の展示が増加し、様々なツアーやワークショップ、教室などが行われている。

博物館の運営に関しては、地域住民が調査研究に共同で参加し、その成果発表を行ったり、ボランティアを積極的に登用したり、さらに学芸員・施設ボランティアと利用者との交流を図るなど博物館の閉鎖性を打ち破り地域と密接な関係を持つようとする取り組みが増加している。

(2) 今後の取り組みに向けて

社会教育主事受講後、教育委員会の職員になるか、社会教育施設の職員になるかは現時点ではわからないと思われるが、いずれの立場になっても、自分の立場に限定して個別的な取り組みに終始せず、周囲の社会教育関係職員や首長部局の行政職員、地域の様々な組織や地域住民と連携・協働しつつ事業の効果を高めることが重要である。

教育委員会に配属されると、社会教育施設を所管はしているものの実際に足を運ぶことは少なく、施設の課題や可能性について具体的に知っていないという事例を見聞きすることがある。反対に施設に配置された職員は、自施設の事業のみを視野に入れ、他施設や地域全体での連携・協働で可能になるかも知れないことについては十分に検討していないという事例も見聞きする。

職員の削減などによる多忙化の進展は大きな問題であるが、一方で地域との関係を強化し、その関係を通して事業の開発や評価、情報提供を行う必要を考えると、自己完結（閉塞）的な業務ではなく、施設の内外に積極的にネットワークを構築して「キツいけど充実した（自分一人ではできなかった）」業務を目指して頑張っていただきたい。